



練馬区障害者企業実習奨励金支給申請書兼請求書

練馬区長 殿

練馬区障害者企業実習奨励金の支給を申請し、支給決定後に支給確定額を請求します。
 なお、練馬区障害者企業実習奨励金支給要綱第2条に規定する支給対象者であることに相違ありません。

申請日	平成 年 月 日	
申請者兼請求者	氏名	フリガナ 印
	住所	〒
	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日
実習先	名称	
	住所	〒
実習期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで	
実習日数	____日間（内、1日の実習時間が3時間以上の日数：____日間 1日の実習時間が3時間に満たない日数：____日間）	
金額	____円（内訳） 1,000円 × ____日 = ____円 500円 × ____日 = ____円	
所属施設・団体等	名称	
	住所	〒
	電話	
	施設長名	印

（注意事項）

- 1 申請兼請求は、実習終了の翌日から起算して1年以内に行ってください。申請が遅れた場合、原則として奨励金はさかのぼって支給されません。
- 2 訓練手当等を支給されている場合は、支給額を証明する書類を添付してください。

第2条 奨励金の支給対象者は、練馬区内在住の障害者で、障害者支援施設や就労支援事業を行う団体（以下障害者支援施設等という。）に在籍し、または登録されており、かつ、障害者支援施設等で作成される個別支援計画書に、就労支援に取り組むことが明記されている者とする。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する者は、支給対象としない。
 ただし、区長が特に必要と認めた者は、この限りでない。

- (1) 区立施設に在籍している者
- (2) 勤務先または実習先から賃金、謝礼金、交通費等の支払を受けている者